

日ス振学災第72号
平成23年6月22日

各 都 道 府 県 知 事
各 区 市 町 村 長
各 都 道 府 県 教 育 委 員 会 教 育 長
各 指 定 都 市 教 育 委 員 会 教 育 長
各 区 市 町 村 教 育 委 員 会 教 育 長 殿
附 属 学 校 を 置 く 各 国 立 大 学 法 人 学 長
独 立 行 政 法 人 国 立 高 等 専 門 学 校 機 構 理 事 長
各 独 立 行 政 法 人 国 立 高 等 専 門 学 校 長

独立行政法人日本スポーツ振興センター
理 事 長 小 野 清



(印影印刷)

東日本大震災特別弔慰金の支給及び
共済掛金の支払期限延長について

日ごろから、独立行政法人日本スポーツ振興センター（以下「センター」という。）の災害共済給付業務について、格別の御理解と御協力をいただきありがとうございます。

このたび、センターでは「東日本大震災特別弔慰金」という新たな仕組みを設け、東日本大震災により学校の管理下で亡くなった児童生徒等1人につき500万円を支給することとなり、また、東日本大震災に起因するやむを得ない理由がある場合に、共済掛金の支払期限及び共済契約の契約締結期限を延長する特例措置が設けられたことから、平成23年5月27日付けで、独立行政法人日本スポーツ振興センター法施行令（平成15年政令第369号）及び独立行政法人日本スポーツ振興センターに関する省令（平成15年文部科学省令第51号）が一部改正され、同日に施行されました。

この改正に伴い、独立行政法人日本スポーツ振興センター業務方法書（平成15年度規則第1号）を一部改正し、同年6月17日付けで施行しましたのでお知らせします。

つきましては、別紙のとおり改正された内容を御確認・御理解いただき、貴管下学校、保育所及び関係機関に周知いただきますよう、御協力をよろしくお願いいたします。

記

- 別紙1 独立行政法人日本スポーツ振興センター業務方法書新旧対照表
- 別紙2 東日本大震災特別弔慰金の支給基準について
- 別紙3 東日本大震災特別弔慰金の支給に係る事務手続きについて
- 別紙4 共済掛金の支払期限等の延長に係る事務手続きについて